

第10回 建築構造基準委員会・第11回長周期地震動対策検討WG（合同開催） 議事要旨

日時：平成28年4月15日（金）10:00～12:00

場所：国土交通省 中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

1 開会

2 議事

- (1) 超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策案について
超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策案について、事務局より資料の説明があった。委員から以下の意見等があった。

(地震動の評価について)

- 今回示した地震動はあくまで平均的なものであって、より耐震性が高いものを検討する場合には、与えられたデータを元に追加的な検討を行うべきである旨を周知すべきではないか
- 内閣府が示した地震動と比較して、今回国交省が示した地震動は、建築物の設計で活用するために整理されたものである旨を説明すべきではないか
- 地震動と耐震性の判定基準の関係について、どのように整合をとっているのかを説明すべきではないか
- 継続時間の考え方についてわかりやすく説明すべきではないか
- エリアの境目での地震動の考え方について、継続的に議論してほしい

(告示免震の取り扱いについて)

- 大臣認定に時間がかかるため、不整形な建物などで告示免震の適合性判定を用いるケースがあるのではないかと。こうした使い方を抑制するよう、パブリックコメントへの回答の中で明示的に記述すべきではないか。
- 告示免震自体は良い手法だと思うが、運用を厳しくする等の対応は必要なのではないか
- より実効性を持たせるためには、時刻歴応答解析等による検証を推奨するような表現とすべきではないか
- 職能団体において、時刻歴応答解析の教育や団体の情報を発信してもらうのが実効的な解決ではないか
- 告示免震でも、スペクトルを大きくして検討することで十分対応できるのではないかと
- 告示免震を用いた場合の問題点をパブコメの回答で例示するなどしてはどうか
- 技術的な知識の欠如と設計者の良心の問題は分けて議論すべき

(既存建築物の取り扱いについて)

- 既存建築物が増改築等のために大臣認定を再度取得する場合にも自主的な再検証等を行うことが望ましい旨を明示すべき

(2) 前回以降における構造基準に関する動向について

前回以降における構造基準に関する動向について、事務局より以下①から④の資料の説明があった。

- ①CLT工法による設計法について
- ②コンクリートの強度並びに型わく及び支柱の取り外しに関する基準の見直しについて
- ③積雪後の降雨を想定した構造計算に係る基準について
- ④特定天井の構造方法の新基準案（すき間なし天井）について

(3) その他

建築基準整備促進事業の成果の活用状況について、事務局より資料の説明があった。
平成28年熊本地震への対応状況について、事務局より説明があった。

以 上